

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省）

制 度 名	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例	
税 目	揮発油税、地方揮発油税 租税特別措置法第八十八条の七 租税特別措置法施行令第四十六条の十一～四十六条の十六 租税特別措置法施行規則第三十七条の五～第三十七条の七	
要 望 の 内 容	<p>バイオ由来燃料を混合したガソリンの普及促進を図るため、バイオ由来燃料を混合してガソリンを製造した場合に、当該混合分に係る揮発油税及び地方揮発油税の免税をする制度。</p> <p>今回の拡充内容は、本特例措置の対象に「揮発油を製造した場所以外の揮発油の製造所及び揮発油の製造所とみなされる場所（数量管理・濃度測定が可能である製造所に限る）」を含めるもの。</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	- （ 19,500 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

地球温暖化対策、エネルギー源の多様化の観点から、バイオ由来燃料を混合したガソリンの普及を促進する。

(2) 施策の必要性

(政策目的の根拠)

京都議定書目標達成計画（平成 17 年閣議決定）
「原油換算 50 万 K L / 年のバイオ燃料の導入」

エネルギー供給構造高度化法（平成 21 年 8 月施行）

- ・石油事業者に対し、告示にてバイオ燃料の導入を義務づける見込み。
- ・「政府は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用促進のために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとする。」（同法第 13 条）

エネルギー基本計画（平成 22 年 6 月閣議決定）

- ・「LCA での十分な温室効果ガス削減効果、安定供給や経済性の確保を前提に、2020 年に全国のカソリンの 3%相当以上の導入を目指す。」

(今回の拡充要旨)

バイオ由来燃料の導入は、全国のカソリンスタンド（SS）で平成 19 年度に 50 ケ所、平成 20 年度に新たに 50 ケ所で一部限定的にスタートした。現在は関東圏を中心に、約 1500 ケ所の SS で導入している。また、バイオ由来燃料とガソリンの混合も関東圏の製油所を中心に行われている。

しかしながら、今後、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（以下「エネルギー供給構造高度化法」という。）により、石油事業者にはバイオ由来燃料の導入義務量が設定される見込みであるため、各社が導入義務量分を供給（義務履行）するためには現状の関東圏中心の導入から全国へと展開（製油所間での転送）していく必要がある。そのため、現在、本特例措置の対象外となっている未納移出分についても、濃度や数量の管理を前提に本特例措置の対象とする必要がある。

なお、現状、本土から沖縄へガソリンを移出する際には、全て未納税移出しているため、本税制措置の適用外となっているが、沖縄の油槽所については、元々製油所として稼働してきた経緯があり、現在も通常のカソリンと同様の濃度測定、数量管理が可能である。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策評価体系における位置づけ 5 エネルギー・環境政策 25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保 26 エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用
		政策の達成目標	2008年度から2012年度までの京都議定書第一約束期間における我が国の二酸化炭素排出量削減に向けて、原油換算50万KLのバイオエタノール等のバイオ由来燃料の導入を目標とする。（「京都議定書目標達成計画」平成17年閣議決定） LCAでの十分な温室効果ガス削減効果、安定供給や経済性の確保を前提に、2020年に全国のカソリンの3%相当以上の導入を目指す。（「エネルギー基本計画」平成22年閣議決定）
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成20年度～平成24年度
		同上の期間中の達成目標	当面京都議定書目標達成計画において定められた2010年度に原油換算50万KLのバイオ由来燃料を導入することを目標とし、その後2012年までの京都議定書第一約束期間においては当該導入水準を維持する。 2013年以降の我が国全体の目標については今後、COP等の国際動向を踏まえ、設定される見込み。 また、平成22年中に、「エネルギー供給構造高度化法」により、石油事業者各社に対して、バイオ燃料の導入義務量を設定する見込み。 （平成22年度の導入見込みである原油換算21万KLから更なる目標量の上積みを予定。）
	政策目標の達成状況	バイオ燃料の導入については、平成21年度から本格的な導入が開始されたばかりであり、現状の導入量は原油換算約5万KL。目標達成に向けて、本税制措置等を活用し、今年度は原油換算21万KLの導入が見込まれており、平成23年度からは更に導入が拡大される見込み。	
有効性	要望の措置の適用見込み	平成23年度以降の適用件数は約100件（事業者数は10社以上）以上となる見込み。 適用を受ける可能性のある事業者（「揮発油等の品質の確保等に関する法律」において揮発油特定加工業者として登録されている事業者）は20社程度。 <算出根拠> ・石油事業者以外の事業者の適用件数は約60～70件/年。（今後、同程度で推移すると仮定。）他方、石油事業者は昨年度の導入量から3～4倍のバイオ燃料を導入する見込みであり、それに伴い適用件数も現状の10件程度から約30～40件程度になることが予想される。したがって、石油事業者、その他の事業者の適用件数を合わせると約100件程度になる見込み。（経済産業省調べ）	

		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>バイオエタノールはガソリンと比較して、55.9 円割高（2009 年平均）。ガソリンよりも割高であるバイオエタノールをガソリンに 3%混合すると、追加的な設備費用（製造設備、混合設備、タンク設備等）を含め、ガソリン 1 L 当たり約 2 円程度（店頭価格）のコスト高となる。</p> <p>当該措置が無い場合、事業者はバイオエタノール混合ガソリンの価格を通常ガソリンの価格より高くせざるを得ない。</p> <p>本措置により、バイオエタノール混合ガソリンは、ガソリン税が最大約 1.6 円/L 控除され、最終的には消費者の負担が軽減されることとなり、バイオエタノール混合ガソリンの価格競争力の向上を通じて、バイオ由来燃料の円滑な導入が期待される。</p> <p>また、今回の拡充措置により、現状の関東圏中心の導入から全国的に導入を拡大することが可能となる。</p>
相 当 性		<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	
		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>「エネルギー供給構造高度化法」（平成 21 年 8 月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 石油事業者に対し、告示にてバイオ燃料の導入を義務づける見込み。 <p>「新エネルギー等事業者支援対策事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> - バイオ燃料を導入する事業者に対しインフラ（貯蔵タンク、配管等）整備にかかる費用について支援を行うもの。 <p>「バイオ ETBE 関税の無税化措置」</p> <ul style="list-style-type: none"> - バイオ E T B E を輸入する際の関税を無税化
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>【規制措置】</p> <p>「エネルギー供給構造高度化法」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石油事業者に対し、バイオ燃料の導入を義務づける見込みであり、今後、導入量自体は増加することが予想されるが、目標達成に向けては引き続き、通常ガソリンとの価格差を本税制措置等で是正する必要がある。 ・ 法律では、導入義務を課すのと同時に、バイオ燃料の利用を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとしている（同法第 13 条）。 <p>【通常ガソリンとの価格差の是正】</p> <p>バイオ燃料については、原料が割高であること、追加のインフラ整備が必要であることから通常ガソリンよりコスト高となる。バイオ燃料を通常ガソリンと同程度の価格にするために、本税制措置に加え、以下の措置を組み合わせることで価格差を是正。</p> <p>< 予算 > 「新エネルギー等事業者支援対策事業」</p> <p>環境対策としてバイオ燃料を円滑に導入するために、事業者に対しインフラ（貯蔵タンク、配管等）整備にかかる費用について支援を行うもの。</p> <p>< 関税 > 「バイオ ETBE 関税の無税化措置」</p> <p>環境対策としてバイオ燃料の円滑な導入を実現させるために、ガソリン税の免税措置と併せて、バイオ ETBE</p>

			<p>関税についても無税化し、原料の割高分を低減させるもの。 (仮に関税無税化措置を講じない場合、バイオ由来燃料混合ガソリンと通常ガソリンの価格差が拡大し、ガソリン税の免税措置による効果を打ち消すこととなる。)</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本税制措置を講じなければ、事業者はバイオ由来燃料の原料コスト高分、導入時の追加の設備投資分をバイオ由来燃料混合ガソリンの価格に上乘せし、通常ガソリン価格よりも高い価格で販売せざるを得ない。加えて、ガソリンは生活必需品であるため、消費者は高価格のバイオ由来燃料混合ガソリンよりも低価格の通常ガソリンを選択することが予想される。環境対策としてバイオ燃料の円滑な導入を実現させるためには、バイオ由来燃料混合ガソリンを通常ガソリンと同程度の価格にすることが必要であり、コスト差を低減することに寄与する本税制措置は的確である。</p> <p>欧米においても、割高なバイオ燃料の栽培・製造コストに対し、ガソリンの販売価格と同等の価格となるように税控除等を行い、価格競争力を持たせている。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>適用件数(適用事業者数) < 経済産業省調べ > 平成 20 年度 6 件(3 社) 平成 21 年度 80 件(13 社)</p> <p>適用数量 < 経済産業省調べ > 平成 20 年度 約 0.7 万 KL 平成 21 年度 約 8.3 万 KL</p> <p>減収額 < 経済産業省調べ > 平成 20 年度 約 3.7 億円 平成 21 年度 約 45 億円 本税制措置の適用は平成 21 年 2 月 25 日からであり、平成 20 年度の適用件数、減収額は約 1 ヶ月間のもの。</p> <p>< 試算根拠 > 減収額 = 適用数量 × 揮発油税 (53.8 円 / L)</p>
		<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本措置により、バイオエタノール混合ガソリンは、ガソリン税が最大約 1.6 円/L 控除され、最終的には消費者の負担が軽減されることとなり、バイオエタノール混合ガソリンの価格競争力の向上を通じて、バイオ由来燃料の円滑な導入が期待される。</p>
		<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成 20 年度から 24 年度までの京都議定書第一約束期間における我が国の二酸化炭素排出量削減に向けて、原油換算 50 万 KL のバイオエタノール等のバイオ由来燃料の導入を目標とする。</p>
		<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 22 年度の導入見込みは原油換算で約 21 万 KL。原油換算で 50 万 KL の導入達成に向けては、更なるインフラ整備、地産地消での取組の進展が必要。</p>
	<p>これまでの</p>	<p>平成 20 年度創設</p>	

要 望 経 緯	
---------	--